



2021年11月26日

日本鉄道労働組合連合会

「雇用調整助成金」の特例措置 2022年3月までの内容が明らかに!

11月19日、厚生労働省は「令和4年1月以降の雇用調整助成金の特例措置等について」を公表した。新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金をはじめとする特例措置は、令和4年3月まで延長されることがすでに公表されているが、今回、令和4年1月から3月までの具体的な助成内容について、①原則的な上限額が段階的に縮小されることと、②助成率、地域特例および業況特例（直近3か月の売り上げが従来比30%以上減少した事業者が対象）は3月末まで維持されることが明らかとなった（詳細は「厚生労働省報道発表資料」を参照）。あわせて、令和4年4月以降の特例措置の内容については、『経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）』に沿って、雇用情勢を見極めながら具体的な助成内容を検討のうえ、2月末までに改めて公表する」とした。

一方、雇用調整助成金の財源である雇用保険積立金は2019年度末の4.5兆円から今年度末には約4,000億円まで減少する見通しであり、厚生労働省において雇用保険料率の引き上げが検討されていると一部で報じられるなど、依然として不安定な情勢が続いている。JR連合は、引き続き政治・行政の動向を注視しつつ、命綱の確保と今後の反転攻勢に向け、交運労協や3産別（JR連合・サービス連合・航空連合）をはじめとする関係主体との連携を図り活動を強化していく。

▼ 2021年11月19日付 厚生労働省報道発表資料（同省HP掲載）

雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容

別紙

雇用調整助成金等				休業支援金等			
(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合) ※3							
	令和3年 5月～12月	令和4年 1・2月	令和4年 3月		令和3年 5月～12月	令和4年 1月～3月	
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円
	地域特例 ※1 業況特例 ※2	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	地域特例 ※5	8割 11,000円	8割 11,000円
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円
	地域特例 ※1 業況特例 ※2	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	地域特例 ※5	8割 11,000円	8割 11,000円

※1 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」といふ)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針(※5)に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。
※2 重点措置区域については、知事が定める区域・業種に係る事業主が対象。
※3 各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。
※4 令和3年12月までは、生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主。令和4年1月～3月は、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少の全国の事業主。
※5 令和3年12月までに業況の確認を行っている事業主は、令和4年1月1日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、その段階で業況を再確認する。
※6 【令和3年12月まで】原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。【令和3年12月以降】原則的な措置では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。
【令和4年1月から】原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。